

京都府警察法令集の運用について（通達）

制定 平成27. 4. 1 例規務第12号

京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察職員の職務の効率的な執行に資するため、みだしのことについて下記のように定め、平成27年4月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この通達は、京都府警察法令集（以下「法令集」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 法令集に登載する法令等

法令集には、次に掲げるもの（以下「法令等」という。）に登載するものとする。

(1) 京都府警察報に関する訓令（平成13年京都府警察本部訓令第31号）に基づき京都府警察報に登載されたもの（内容が短期的なもの等警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が法令集に登載する必要がないと認めるものを除く。）

(2) 前記2の(1)に掲げるもののほか、警務課長が京都府警察職員の職務の効率的な執行に資すると認めたもの

3 法令集の運用

法令集の運用は、法令検索システム（京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成22年京都府警察本部訓令第21号）第2条第3号に規定する京都府警察情報管理システムにおいて運用される法令集の閲覧のためのシステムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。

4 法令集の編集

法令検索システムにおける法令集の編集は、警務課長が行うものとする。

5 法令等の登載手続等

(1) 法令集に登載する法令等の制定（一部改正を含む。以下同じ。）の起案を担当した所属の長又は当該法令等に係る事務を主管する所属の長は、法令等の制定の都度、速やかに、当該法令等の電磁的記録（新規制定の場合にあっては全文を、一部改正の場合にあっては改正後の全文を記録したものをいう。）を作成の上、京都府警察法令集登載依頼書（別記様式）により、警務課長に法令集への登載を依頼（後記5の(3)に規定する法令等が廃止された場合を除く。）するものとする。

(2) 警務課長は、前記5の(1)の規定による依頼があったときは、速やかに、当該法令等を審査の上、法令集に登載するものとする。

(3) 警務課長は、法令集に登載している法令等が廃止されたときは、速やかに、当該法令等を法令集から除くものとする。

6 細部事項

この通達に定めるもののほか、法令集の運用に関し必要な細部事項は、警務課長が別に定めるものとする。

別記様式

年 月 末日 廃棄

警務課長 殿

第 号
年 月 日
長

京 都 府 警 察 法 令 集 登 載 依 頼 書
下記の法令等の京都府警察法令集への登載を依頼します。

記

名 称	登載場所

担当者	係名	氏名	警電
-----	----	----	----

注 本依頼書の保存期間は、1年未満とする。